

震災復興起業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内の被災地域における「社会的企業」の起業促進及び平成24年度に内閣府で実施した「復興支援型地域社会雇用創造事業」により県内に起業した者（以下「24年度起業家」という。）の経営を支援し、新事業の創出や雇用の拡大による地域経済の活性化を図るため、県と県により委託された団体等（以下「事業実施団体」という。）との協議によって選定された新規起業家（以下「新規起業家」という。）の起業又は24年度起業家が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）、対象経費、補助率及び補助上限額等は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付の制限)

第3 補助対象者の主たる構成員が、当該年度において、他の県補助事業又は交付金制度の補助対象となるもの等、起業に係る補助を受けており、事業費に直接・間接に県費が含まれている場合は、本補助事業に係る補助金の交付申請を行うことができない。

2 事業に係る補助金の交付は、原則として、単年度1回限り受けることができる。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 補助対象者は、前項の補助金の交付の申請を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(申請時の添付書類)

第5 規則第3条第2項の規程により交付申請書に添付しなければならない書類は、次の

とおりとする。

- (1) 事業者概要書（様式第2号の1又は第2号の2）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 本人確認書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第6 知事は、第4第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、第4第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該申請に係る補助対象経費から当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第4第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、規則第5条の規定により、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7 交付決定の通知を受けた補助対象者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第5号による交付申請取下届出書を知事に提出しなければならない。

（計画変更等の承認）

第8 補助対象者は、次の各号に該当するときは、あらかじめ様式第6号による計画変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- イ 補助金交付決定額の20%以上の減額を伴う変更
- ロ 補助事業の対象経費の30%以上の増減を伴う変更
- ハ 補助事業の内容の重大な変更
- ニ 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事故報告書)

第9 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7号による事故報告書を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第8号によるものとし、その提出期限は事業完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）後30日以内又は交付決定のあった日の属する県の会計年度の3月24日までとする。

2 前項の報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(実績報告の添付書類)

第11 規則第12条第1項の規定により事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 成果報告書（様式第9号）
- (2) 収支精算書（様式第10号）
- (3) 収支内訳書（任意様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類等

(補助金の額の確定等)

第12 知事は、第10第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知する。

2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付方法)

第13 補助金は、第12に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は様式第12号によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14 補助対象者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第13号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分)

- 第15 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加額が5万円以上のものとする。
- 2 規則第21条ただし書きの規定により前項の財産が処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間を経過するまでは、補助対象者は、補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 3 規則第21条の規定による取得財産の処分の申請書の様式は、様式第14号によるものとする。この場合において、知事は、当該財産について処分したことによる収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。
- 4 補助対象者は、補助事業により取得した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(補助事業の経理等)

- 第16 補助対象者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(書類の提出部数)

- 第17 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、正本1部、写し1部とする。

(その他)

- 第18 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月10日から施行し、平成25年度予算にかかる補助金に適用する。

別表 1

補助対象者，対象経費，補助率及び補助上限額等

補助金の タイプ	起業支援金	経営支援金
補助対象者	新規起業家	24年度起業者
対象経費	①物品購入費 ②人件費，謝金，旅費・交通費，印刷製本費，通信運搬費，借用費，委託費，その他起業及び運営に要する経費のうち知事が必要と認める経費	謝金，旅費・交通費，印刷製本費，通信運搬費，借用費，委託費及びその他事業に要する経費のうち知事が必要と認める経費
対象経費 の要件	補助事業の採択年月日以後から当該年度末までの間（始期には土日，祝日を含まない。）の期間内に会計に係るすべての手続き（正式発注から領収書受領までの全作業）が行われるもの。	
補助率	3分の2以内	
補助上限額	①1件当たり100万円 ②1件当たり60万円	1件当たり10万円

注) 補助金の交付の対象となる経費は，応募提案のあった事業の実施に係る上表の経費とする。

ただし，次に掲げる経費については，交付対象外とする。

- (1) 応募のあった事業の実施に直接的に関係のない経費
- (2) 補助対象者と生計を一にする者の人件費
- (3) 一切の飲食費
- (4) 社会通念上，公序良俗に反する恐れのあるもの
- (5) その他，県が適当でないと認めるもの

(様式第1号)

震災復興起業支援補助金交付申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者) 所在地
名 称
代表者職・氏名 印

このことについて、震災復興起業支援補助金交付要綱第4の規程に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費 円

補助金交付申請額 円

※下記の算式を明記すること。

(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額)

2 タイプの別 (いずれかを○で囲んでください。)

起業支援金 経営支援金

3 添付書類

(1) 事業者概要書 (様式第2号の1又は第2号の2)

(2) 事業計画書 (様式第3号)

(3) 収支予算書 (様式第4号)

(4) 本人確認書類 (履歴事項全部証明書, 定款, 規約, 個人の場合は住民票抄本等)

(5) その他知事が必要と認める書類

4 補助事業完了予定期日

平成 年 月 日

(様式第2号の2)

事業者概要書

<経営支援金 様式>

(ふりがな) 事業者名		電話番号	
		FAX	
(ふりがな) 代表者職・氏名		メールアドレス	
		URL	
所在地		設立年月日	
		人数	常勤(名) 非常勤(名)
		担当	
組織	<input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 協同組合 <input type="checkbox"/> ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> 合名会社 <input type="checkbox"/> 合資会社 <input type="checkbox"/> 医療法人 <input type="checkbox"/> その他()		
収入額・売上額 (直近3年)	(年/ 月)	円	
	(年/ 月)	円	
	(年/ 月)	円	
沿革及び最近の動 向等			
代表者略歴			
支援団体等	平成24年度内閣府事業「復興支援型地域社会雇用創造事業」による支援団体 団体名： 事業実施団体 団体名：		
経営支援金による 効果			

※ 活動内容のわかる資料があれば、添付してください。

(様式第 3 号)

事業計画書

事業名		申請者名	
-----	--	------	--

事業の背景	
事業の目的	
事業の内容	
実施体制 (組織形態・活動 拠点等)	
目指す目標・成果	
事業スケジュール	

(様式第4号)

収支予算書

事業者名	
------	--

1 収入

項目	金額	積算根拠(数量・単価等)
本件補助金		
本件事業による収入		
その他収入		
自己資金		
合計①		

2 支出

項目	予算額A	補助対象 経費	積算根拠(目的物・数量・単価等)
合計②			

注1 支出の補助対象経費欄には、本件補助金の適用を受ける支出項目について○をつけてください。

3 収支合計

①-②= _____ 円

(様式第5号)

交付申請取下届出書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者) 所在地
名 称
代表者職・氏名 印

平成 年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で交付決定の通知のありました震災復興
興起業支援補助金の交付の申請は、下記の理由により取り下げたいので、震災復興興起業支
援補助金交付要綱第7の規定により届け出ます。

記

交付申請取下げ理由

(様式第6号)

計画変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者) 所在地
名 称
代表者職・氏名 印

平成年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定のありました事業について、
下記のとおり計画を変更（中止・廃止）したいので、震災復興起業支援補助金交付要綱第
8第1項の規定により承認されるよう申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由

- 2 変更（中止・廃止）の内容

- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第3号）
 - (2) 収支予算書（様式第4号）
 - (3) その他変更内容がわかる書類

(注) 1 変更の内容の欄には、中止又は廃止の場合の期間及び時期を記載のこと。

(様式第7号)

事故報告書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)所在地

名称

代表者職・氏名

印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定のありました事業に関し、
下記のとおり事故がありましたので、震災復興起業支援補助金交付要綱第9の規定により
報告します。

記

- 1 事故の原因及び内容
- 2 事故に係る金額
- 3 事故に対して執った措置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第8号)

実績報告書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者) 所在地

名 称

代表者職・氏名

印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定のありました事業について、下記のとおり実施したので、震災復興起業支援補助金交付要綱第10第1項の規定により報告します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 実績額 | 円 |

3 添付書類

- (1) 成果報告書(様式第9号)
- (2) 収支精算書(様式第10号)
- (3) 収支内訳書(任意様式)
- (4) 支払証拠書類(領収書等)
- (4) その他知事が必要と認める書類等

(様式第9号)

成果報告書

事業名		事業者名	
-----	--	------	--

項目	内容
実施した 事業内容	
成果及び 自己評価	

(様式第10号)

収支精算書

事業名		事業者名	
-----	--	------	--

1 収入

項目	予算額A	精算額B	増減A-B	摘要
本件補助金				
本件事業による収入				
その他の収入				
自己資金				
合計①				

2 支出

項目	予算額A	精算額B	A-B	摘要	内容
合計②					

注1 支出の摘要欄には、支出区分毎に本件補助金の充当額を記載してください。また、本件補助金以外の補助金等の収入がある場合は、当該補助金等の充当額も記載してください。

注2 支出区分のうち「物品購入費」については、県の承認のあった場合に対象経費になります。よって、収支予算書(様式第4号)に記載済みの支出項目でないものは、別途県への事前協議が必要となります。

注3 支出の内容欄には、目的物・支払内容等について、具体的に記載してください。

3 収支合計(精算額B)

①-②= _____ 円

(様式第 11 号)

請求書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者) 所在地
名 称
代表者職・氏名 印

平成 年 月 日付け宮城県指令第 号で交付決定のありました震災復興起業
支援補助金について、下記の金額を請求します。

記

1 事業名

2 補助金額

(1) 交付決定額 金 _____ 円
(2) 交付済額 金 _____ 円
(3) 今回請求額 金 _____ 円

3 補助金振込指定口座

振込先	銀行 支店	普通 ・ 当座							
	フリガナ								
	口座名義								

(様式第12号)

概算払請求書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者) 所在地

名称

代表者職・氏名

印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定のありました事業について、
震災復興起業支援補助金交付要綱第13ただし書きに基づき、下記により金 円を
概算払によって交付されるよう請求します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|----|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円也 |
| 2 | 概算払受領済額 | 金 | 円也 |
| 3 | 今回請求額 | 金 | 円也 |
| 4 | 残額 | 金 | 円也 |
| 5 | 概算払が必要な理由 | | |

6 補助金振込指定口座

振込先	銀行 支店	普通 ・ 当座							
	フリガナ								
	口座名義								

※概算払対象経費の支出実績がわかる証拠書類を添付すること (領収書等)

(様式第13号)

平成25年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者) 所在地
名 称
代表者職・氏名 印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定のありました事業について、
震災復興起業支援補助金交付要綱第14の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 (知事が確定通知書により通知した額)	金	円
2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税 仕入控除税額	金	円
3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金 消費税及び地方消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額 (3-2)	金	円

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の5パーセント相当額が消費税及び地方消費税仕入控除税額による減額等の対象額ではない。

(様式第14号)

財産処分承認申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者) 所在地

名 称

代表者職・氏名

印

震災復興起業支援補助金に係る補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、震災復興起業支援補助金交付要綱第15第2項の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由